

学校選択制 公開抽選について

9月	10月	11月	12月	1月	2月
(例年) 9月下旬から10月上旬: 抽選実施校を決定	10月上旬: 対象者へ案内を送付 10月下旬: 抽選実施			1月下旬: 入学通知書を送付	2月中旬: 繰上げの実施
				補 欠 登 録 期 間	
				【注意】 抽選で補欠登録となった方は 選択前の学校で届きますが、 補欠登録は継続されます。	※私立中進学等による入学予定者の減少分を繰上げ 【注意】 抽選により受入決定となった方や繰上がった方について、繰上げ決定以降の 取下げは原則認めません。 希望が変わった方は、必ず決定前日までに教育指導課へ連絡してください。 また、私立中等への進学が決まった方もお早目に申請をお願いします。

抽選実施校の決定（例年9月下旬から10月上旬に決定）

7月～8月の申請期限までに受け付けた学校選択の希望を集計し、希望者数が学校の受入規模を超過した学校について、学校と検討の上、抽選の実施を決定しております。

※私立中への進学等による入学予定者数の減少が発生すること踏まえ検討を実施しております。

また、私立中等に入学することが決定した場合にはお早目に教育委員会へお手続きください。

抽選実施に関するご案内の送付(対象者のみ/10月上旬)

学校選択制により抽選実施校を希望された方へ、抽選の実施に関するご案内をお送りしております。

実施会場や日時が記載されています。(抽選の実施会場へのご来場は任意です。結果には影響ありません。)

抽選の実施を受け、希望の取下げや空きのある学校への再選択を希望する場合は案内をご確認の上、手続きをお願いします。(お手続きをされると入学希望が取下げられ、抽選対象者からも除外されます。)

抽選の実施(10月下旬)

抽選対象者について、受入に関する順位を抽選により決定します。

公開抽選実施日に「受入決定者」を決める抽選、「補欠登録者」の順位を決める抽選を実施いたします。

※学校の受入予定者数と学区域内居住者等の人数を比較し、受入枠が無い場合は、「受入決定者」を決める抽選は行わないことがあります。

抽選の結果については、抽選実施後ホームページにて公開し、対象者には郵送でもお知らせいたします。

<抽選における優先順位>

以下「1.」に該当する方は必ず入学できますが、「2.」以下の方は抽選の対象者となる場合があります。

1. 学区域内居住者

→小中一貫教育の方針により、当初の案内にて、教育委員会から学区域とは異なる学校を案内されている場合、その案内された学校へは必ず入学できます。

2. 指定校変更制度に該当する方

→上記「1.」に該当しない方の内、「許可区域内居住」や「兄弟関係」等の指定校変更承認基準に該当する方

3. 卒業予定小学校が希望している中学校と同じ小中一貫グループに属している方

→上記「1.」及び「2.」に該当しない方の内、希望中学校の小中グループに属している小学校を卒業予定の方

4. その他

→上記「1.」「2.」「3.」のすべてに該当しない方

<例> 受入者数:90人、「1.」:70人、「2.」:15人、「3.」:20人、「4.」:10人 という学校があった場合

(1)「1.」及び「2.」の合計85人は抽選を行わず受入決定者となります。

(2)「3.」の20人のみで抽選を行い、受入決定者5人と補欠登録1位～補欠登録15位までを決定。

抽選を開始してから1～5番目までに出た方は受入決定、6番目の方は補欠登録1位、7番目の方は補欠登録2位…20番目の方は補欠登録15位というように順位を決めていきます。

(3)「4.」について抽選を行い、同様に補欠登録16位～補欠登録25位を決定します。

補欠登録期間(抽選実施後から繰上げ決定日まで)

抽選の結果、補欠登録者となった方は2月の中旬に行う繰上げ決定までの期間、暫定的に、年度当初、教育委員会から案内された学校が入学予定校となります。(補欠登録の順位は保有した状態)

また、補欠登録の権利を放棄(取下げ)する申請を行うことで、入学予定校の確定またはその時点で空きのある学校を再選択することができます。

抽選実施校への進学希望が無くなった段階で必ず補欠登録の取下げをいただくようお願いいたします。

入学通知書の発送(1月中旬～下旬)

1月中に入学通知書をお送りいたします。抽選の結果、受入決定となった方は当該校を記載した入学通知書をお送りいたします。

一方で、補欠登録となった方には補欠登録期間における暫定的な入学予定校で入学通知書を送付いたします。事前に補欠登録の取下げを行っている場合は、暫定ではなくその時点の入学予定校を記載しております。

【注意】

補欠登録者へお送りする入学通知書は「繰上げの対象とならなかった」という通知ではありません。自ら補欠登録の取下げを行わない限り、補欠登録の取り扱いは継続されます。

入学者向け学校説明会の実施(1月下旬から2月中旬)

例年、入学通知書の発送直後に入学説明会や制服の採寸を実施する学校が多くあります。

補欠登録者につきましては、繰上げの決定によって、入学通知書に記載された学校または希望校のどちらに入学することになっても良いよう、両校の入学説明会に参加することを推奨しておりますが、同日同時刻の開催である場合や予定が合わない場合には、いずれかの学校の説明会にのみ参加し、もう一方の学校へは説明会の内容を個別でご確認願います。(説明会等の日時に関するご案内は、入学通知書に同封いたします。)

制服につきましては、制服業者の方へ学校選択制の補欠登録者となっていることを説明し、その時点では、採寸のみを行い、注文は行わないようお願いいたします。

繰上げの決定(2月中旬～下旬)

私立中等への進学により、抽選実施校の入学予定者数が減少し、受入枠に空きが出た場合、学校が受け入れられる範囲で繰上げを実施します。

繰上げ結果については、ホームページで公開し、対象者へは郵送でもご案内いたします。その際、繰上げにより入学校が変更となった方には新しい入学通知書をお送りいたします。

繰上げとならなかった方には結果の通知のみ届きますので、1月に送付された入学通知書をそのままご活用ください。

また、繰上げとならなかった方につきましては、その時点で空きのある学校から再選択をすることが可能ですが、入学までの準備期間に余裕がありませんので、お早目にお手続き願います。

繰上げの決定後について

抽選実施日に受入決定となった方及び繰上げ決定日に繰上げとなった方につきましては、繰上げの決定以降、希望校の変更は原則受け付けません。(転出者及び私立中等へ進学する方を除く。)

繰上げとならなかった方へのご配慮をお願いいたします。

また、事前に転出や私立中等への進学、抽選実施校への希望の取下げがわかった方は必ず補欠登録の取下げをお願いいたします。

繰上げの決定後、補欠登録の取り扱いは終了となり、暫定だった入学予定校が繰上げの結果に基づき確定します。今後、転出等により、抽選実施校に空きが出る可能性はございますが、その場合でも繰上げの再実施は行いません。

【注意】

例年、以下のような事例が発生しますので、ご注意願います。

- ・友人と学校選択を行ったが、いずれかの方のみ受入決定(繰上げ対象)者となった。
- ・入学通知書が届いた時点で取下げた(繰上がらなかった)ものだと思っており、制服を買ってしまった。
- ・実は希望校が変わっていた。(私立中等への進学は除く)

これらを理由にした繰上げ決定後の取下げにつきましては、繰上げとならなかった方への配慮から原則受け付けません。繰上げ決定前に再度ご家庭でお話し合いをしていただき、仮に取下げを希望する場合には繰上げ決定日の前日までに、**必ず**申請または教育指導課学事担当(042-620-7339)へご一報ください。

【お問合せ】

八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課 学事担当
TEL:042-620-7339